

「島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。 (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1) <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>の事業と<u>(4)</u>の事業の相互間における流用 (4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>第4～第16 [略]</p> <p>附 則(平成26年3月20日) この通知は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年5月23日) 1 この通知は、平成26年5月23日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。 3 この通知の施行に伴い、公益財団法人しまね農業振興公社補助金交付要綱(昭和48年11月7日制定)は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(平成28年4月21日) この通知は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年11月1日) 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(平成29年4月18日) 1 この通知は、平成29年4月18日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(令和元年5月14日) この通知は、令和元年5月14日から施行し、平成31年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和2年9月10日) この通知は、令和2年9月10日から施行し、令和2年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和3年3月31日) この通知は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和3年8月23日) この通知は、令和3年8月23日から施行し、令和3年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p><u>附 則(令和4年1月19日)</u> <u>この通知は、令和4年1月19日から施行し、令和3年12月20日以後に実施する事業から適用する。</u></p>	<p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。 (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)及び<u>(2)</u>の事業と<u>(3)</u>の事業の相互間における流用 (4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用 (5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>第4～第16 [略]</p> <p>附 則(平成26年3月20日) この通知は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年5月23日) 1 この通知は、平成26年5月23日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。 3 この通知の施行に伴い、公益財団法人しまね農業振興公社補助金交付要綱(昭和48年11月7日制定)は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(平成28年4月21日) この通知は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年11月1日) 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(平成29年4月18日) 1 この通知は、平成29年4月18日から施行する。 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>附 則(令和元年5月14日) この通知は、令和元年5月14日から施行し、平成31年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和2年9月10日) この通知は、令和2年9月10日から施行し、令和2年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和3年3月31日) この通知は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p>附 則(令和3年8月23日) この通知は、令和3年8月23日から施行し、令和3年4月1日以後に実施する事業から適用する。</p> <p><u>〔追加〕</u></p>

別表1 (第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係)						別表1 (第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係)					
区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更		区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構	(1)の経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止	1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構	(1)の経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ <u>(2)集約化奨励金交付事業</u> <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)機構集積協力金推進事業</u>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市町村	(1)から <u>(4)</u> の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止	2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ <u>〔追加〕</u> <u>(2)経営転換協力金交付事業</u> <u>(3)機構集積協力金推進事業</u>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市町村	(1)から <u>(3)</u> の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
別表2～別表3 [略]						別表2～別表3 [略]					
別記様式第1号～別記様式第7号 [略]						別記様式第1号～別記様式第7号 [略]					

<p>別記様式第 9 号</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〔補助事業者〕 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、<u>島根県等</u>から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。 (注) 2 この申立書において、<u>島根県等の「等」とは国、市町村</u> <u>〔削除〕</u>をいう。 (注) 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が<u>島根県等</u>から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。 なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。</p>	<p>別記様式第 9 号</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〔補助事業者〕 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、<u>農林水産省の機関</u>から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。 (注) 2 この申立書において、<u>農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。</u> <u>ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。</u> (注) 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が<u>農林水産省の機関</u>から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。 なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。</p>
<p>別記様式第 10 号 〔略〕</p>	<p>別記様式第 10 号 〔略〕</p>
<p>(別記) 担い手集積支援金交付事業 〔略〕</p>	<p>(別記) 担い手集積支援金交付事業 〔略〕</p>
<p>参考様式第 1 号～参考様式第 2 号 〔略〕</p>	<p>参考様式第 1 号～参考様式第 2 号 〔略〕</p>